

## 本案件の環境影響評価に関する法令上の取扱いについて

- 本案件は大阪府環境影響評価条例施行規則別表第 1 に定めている以下の事業に該当する。

- ・ 第 16 号の表

- [ 1 の項]

都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行う開発行為の事業（施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）

- [ 2 の項]

森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う開発行為の事業（施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）

- ・ 第 18 号の表

- [ 1 の項]

工事その他の土地の形状の変更に伴って生じる岩石、土及び砂利（以下「発生土」という。）の処分の事業又は発生土による土地の造成の事業（当該事業地内で生じる発生土を盛土又は埋立てに使用するものを除く。）であって森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けて行うもの（施行区域の面積が 10 ヘクタール以上であるものに限る。）

### 環境アセスメントの手続の流れ

